

## ＼名前がつなぐ 東浦のミライ！／ ネーミングライツで可能性を広げます！

東浦町は、これまで実施してきたネーミングライツ制度の成果を踏まえ、「提案募集型ネーミングライツ制度」を新設します。あわせて対象範囲を「施設」に加え「行事」へ拡大する取り組みを2026年2月から始めます。

財源確保だけでなく、民間事業者との協働を促進し、地域経済の活性化を目指します。

### ●内 容

#### ＼ポイント1／ 提案募集型ネーミングライツ制度を新設

民間事業者からの自由提案を随時受け付け、審査の上で契約を締結します。

#### ＼ポイント2／ 対象範囲を「行事」にも拡大

行政主催行事にネーミングライツの対象とすることで、柔軟な協働を促進します。

### ●背 景

東浦町では、2022年3月に公募型ネーミングライツ制度を導入し、2022年度には東浦町体育館周辺施設一帯、2024年度には東浦町文化センターや三丁公園などで公募し、一定の成果を上げました。

今後、更なる自主財源の確保および社会貢献の機会を提供するため、ネーミングライツ事業を拡充しました。

### ●対 象

事業者のみ



町道やイベントにも  
ネーミング  
できます！

### ●応募方法

応募は随時受け付けていますが、事前相談が必要ですので、まずは問い合わせ先までご連絡ください。



ネーミングライツに係る  
最新情報はこちら



### ■問い合わせ

東浦町行政課 ☎0562-83-3111(内線232) 担当：青木